

令和2年度
仙台市地域企業デジタル化推進事業
募集要項

■受付及び問合せ先■

仙台市地域企業デジタル化推進事業事務局（有限会社ATUMS内）

TEL 022-292-0525（10：00～17：00 土日祝を除く）
E-mail sendai@dxsuishin.info

I 事業の概要

コロナ禍では、地域中小企業においても、業務のデジタル化やテレワーク導入など新たなビジネススタイルへの転換が求められています。

直近では「デジタル成熟度の高い中小企業の収益や生産性は、そうでない企業に比べて2倍高く、約7割は新型コロナウイルス感染症でビジネスのデジタル化を加速していると答え、86%はデジタル化がコロナ禍の危機から回復する上で有益だとする傾向が明らかになった」というデータも出ています。

本事業では、経験豊富な専門家によるコンサルティングおよびデジタル化に要する初期経費の補助を行うことで、デジタル化がスムーズに実施され、生産性の向上につながるようバックアップいたします。

1. 目的

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践や、働き方改革関連法への対応、労働人口減少等に対応するため、テレワークをはじめとしたITツール導入等に要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業のデジタル化を推進することを目的とするものです。

2. 補助金の交付対象者

以下のすべての要件に該当していること。

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する法人又は個人事業主であること
- ・ 仙台市内に本店を有する中小企業又は仙台市に住所を有する個人事業主であること
- ・ 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと
- ・ 仙台市の市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団等と関係を有していないこと
- ・ 大企業から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない法人であること
 - ①発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人
 - ②発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している法人
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないもの

3. 対象となる事業

- ・ 補助金交付の対象となる事業は、下記問い合わせ先事業者によるコンサルティングを受けながら、業務のデジタル化やテレワーク導入に取り組む事業
- ・ 補助金の対象となる事業について、他の補助金、助成金等が交付されていない事業

4. 対象となる経費

- ・ 補助金交付決定後に発注し、補助対象期間内に支払が完了したもの
- ・ 証拠書類（納品書、請求書、領収書等）によって支払金額が確認できる経費

補助対象経費の区分

経費区分	内容
① ソフトウェア 導入費用	ソフトウェアの購入費、リース料、レンタル料、サービス利用料のほか、ソフトウェア導入にあたり要する設定費、トレーニング費用、データ移行費用等。
② ハードウェア 導入費用	サーバ、パソコン、タブレット、バーコードリーダー等、①の使用にあたり必須となるハードウェアのリース料、レンタル料。 LAN構築に必要なネットワーク機器等のリース料、レンタル料。
③ Webサイト構築・ 改修費用	自社Webサイトや自社ECサイトの構築又は改善に要する費用。
④ ECモール出店料	新たにECモール等に出店する際の初期費用及び月額費用。
⑤ 通信料	本事業を行うために必要な通信料、プロバイダ契約料等。
⑥ 外注費	LAN構築、Webコンテンツ制作など、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないもの。
⑦ 雑役務費	Web広告費等。
⑧ その他経費	本事業を行うために必要な経費のうち、本事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの。

5. 補助金の額および補助率

補助金の額は5万円を下限、50万円を上限とする（1,000円未満切捨て）
補助率は補助対象経費の10/10とする

6. 補助対象期間

交付決定の日から令和3年2月28日まで

7. 審査方法

書類による審査を行います
審査の結果は11月上旬に発表予定

8. 審査基準

- 補助金の目的（デジタル化推進）を理解したうえで、対応すべき課題が明確になっているか
- 実施する事業の内容は、現状の課題解決につながるものか
- 事業達成のための方法及びスケジュールは、具体的で現実的なものか
- 経営全体への影響の大きさ、得られる効果の大きさはどうか

9. 公募期間

①仙台市地域企業デジタル化推進補助金の募集

2020年10月1日(木)～2020年11月6日(金)

応募にあたっては指定コンサルタントの確認を受けた上で補助事業計画書を提出する必要があります

②地域企業デジタル化推進事業のコンサルティング(費用負担無し)受付

2020年10月1日(木)～2021年2月28日(日)

仙台市地域企業デジタル化推進補助金に限らず、コンサルタントが幅広くご相談を受け付けています

II 申請方法

1. 申請書類

申請にあたっては次の書類をご提出ください。

No.	書類名	必要部数	留意事項
1	補助事業交付申請書（様式第1号）	1部	申請者の記名横に押印が必要です
2	補助事業計画書（様式第1号の2）	4部	指定コンサルタントがコンサルティング概要を付記した上で提出してください
3	税の滞納がないことの証明書	1部	取得方法は以下の（参考）をご覧ください
4	（法人の場合）履歴事項全部証明書 （個人事業主の場合）開業届の写し	1部	3は申請日前30日以内に交付を受けたものに限る 4は申請日前3ヵ月以内に交付を受けたものに限る
5	見積書又はそれに類するもの	1部	金額が掲載されているカタログ等、金額を証明できる書類を添付してください

（参考）

履歴事項全部証明書はオンライン、納税証明書は郵送での取得が可能です。

◎履歴事項全部証明書

オンライン申請のご案内（法務局）

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html

◎納税証明書

市税の滞納がないことの証明交付申請（仙台市）

<http://www.city.sendai.jp/zese-kanri/download/bunyabetsu/shize/zeshome/shize.html>

2. 申請書類の入手方法

申請書類の様式は、仙台市地域企業デジタル化推進事業ホームページからダウンロードできます。ダウンロードによる入手ができない場合は、お問い合わせください。

<https://sendai-digitization.com/download/>

3. 申請に関する注意事項

（1）提出された書類は返却しません

- (2) 補助対象経費の算出にあたっては、安易に満額とはせず、申請事業完了後の確定額と大きな差額が生じないように、実行可能性を十分に検討してください
- (3) 募集要項を十分にご覧になられた上で申請してください
- (4) 申請書類に不備・不足がある場合は受理できません。その場合、再提出された時点での受付になりますのでご注意ください

4. 申請手続き

必要書類を郵便にて下記までお送りください。また、持参の受付はしていません。

郵送の際は、レターパックライト等の送付履歴が分かるものを使用してください。

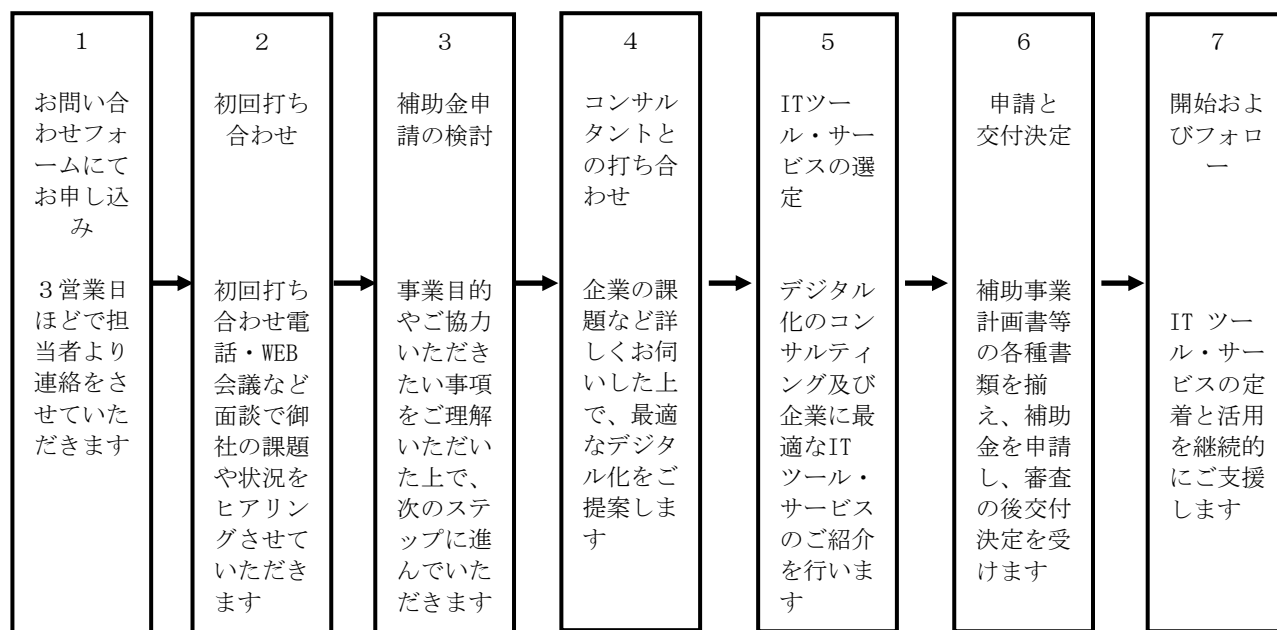
<提出先>

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目13-13 カボウ社ビル301

有限会社ATUMS 仙台市地域企業デジタル化推進事業事務局担当

※表面に「仙台市地域企業デジタル化推進補助金申請書在中」と朱書きしてください

III 事業の流れ



応募申請にあたっては指定コンサルタントの確認を受けた上で補助事業計画書を提出する必要があります。期限には十分に余裕をもってお問い合わせください。

ご提出いただいた書類をもとに審査を経て交付決定されますが、審査の結果、不採択となる場合があります。なお、不採択理由などの問い合わせには応じることができません。

IV 個人情報管理

本事業への申請に係る提出書類により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 交付決定の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ④ 公益財団法人仙台市産業振興事業団や事務局が実施する支援事業等の情報提供のため

V 問い合わせ・相談窓口

本事業は、公益財団法人仙台市産業振興事業団より委託を受けて有限会社ATUMS が運営しております。

仙台市地域企業デジタル化推進事業事務局（有限会社ATUMS 内）

会社名	有限会社ATUMS
住所	〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目13-13 カボウ社ビル301
担当者	仙台市地域企業デジタル化推進事業 担当 菅原芳子
電話番号	022-292-0525 （10：00～17：00 土日祝を除く）
メールアドレス	sendai@dxsuishin.info
事業ホームページ	https://sendai-digitization.com